

刈谷市総合文化センター駐車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刈谷市総合文化センター駐車場条例（平成20年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休場)

第2条 刈谷市教育委員会（以下「委員会」という。）は、刈谷市総合文化センター駐車場（以下「駐車場」という。）の管理上必要があると認めるときは、駐車場を休場することができる。

(利用時間)

第3条 駐車場の利用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、出場に限り24時間できるものとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(利用方法)

第4条 駐車場を利用しようとする者は、その入口において駐車整理券（様式第1号。以下「整理券」という。）の交付を受けなければならない。

2 駐車場の利用を終わった者は、自動精算機に整理券を挿入し、駐車時間に対応する使用料（以下「料金」という。）を納付しなければならない。ただし、利用者が整理券を紛失し、入場時間の確認ができない場合は、午前8時30分に入場したものとみなす。

3 前項に規定する料金は、その料金の全部又は一部を回数駐車券（様式第2号）により納付することができる。

(料金の減免)

第5条 市長は、条例第7条の規定により、次に掲げる料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 刈谷市民ホールの大ホール若しくは小ホールの入館者又は各室利用者については、入場から4時間までの料金

(2) 中央生涯学習センターの各種講座等参加者又は各室利用者については、入場から4時間までの料金

(3) 前2号の規定にかかわらず、市長が必要があると認められた利用時間に係る料金

2 前項の規定により、料金の減免を受けようとする者は、事務室等において減免を認証する機器による処理を受けて、出場するものとする。

(遵守事項)

第6条 利用者は、駐車場内において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 駐車位置及び場内交通規制について、係員の指示に従うこと。
- (2) 火気に注意すること。
- (3) 盗難防止のため降車の際は必ず施錠すること。

附 則


(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 駐車場の管理を行わせるものを選定する手続は、刈谷市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成20年教育委員会規則第5号）の規定の例により、この規則の施行前に行うことができる。

様式第1号（第4条関係）

駐車整理券						
利用時間▶ 8時30分～22時						
	駐車券番号	日付	時刻	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="padding: 2px;">認証</td><td style="width: 40px;"></td></tr></table>	認証	
認証						
	<ul style="list-style-type: none">・この券は、出場の際に必要です。折り曲げたり、紛失しないようご注意ください。・車から離れる際は、必ず鍵をかけてください。・駐車場内における事故、盗難等は、一切責任を負いません。					
刈谷市総合文化センター駐車場						

様式第2号（第4条関係）

駐車場回数駐車券

円券



- ・ 出場の際は、精算機に駐車整理券を入れた後に、この券をお入れください。
- ・ 機械に入れますので折り曲げたりしないでください。

刈谷市総合文化センター駐車場